

# 全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議事事務局職員、系統町村議会議長職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケガ



演説中・公務中の事故



車での移動中の事故



飛行機搭乗中の事故



スポーツ中の事故

ケガ

加入者  
(議員)  
ご本人

および

配偶者  
(夫婦型にご加入の場合)



包丁で指を切った



ドアにぶつかりケガをした



階段で転んでケガをした

夫婦型のご加入をおすすめいたします

個人賠償責任



自転車で他人にぶつかりケガをさせた



飼い犬が他人に噛みついた



同居の子ども・孫が他人のものを破損した



買い物中に誤って商品をこわした

## 保険金額と掛金(保険料+制度運営費)

(注)本人型と夫婦型は、重複して加入できません。

(保険期間1年間 職種級別A級)年払の場合

加入タイプ ケガの補償の対象者	本人型		夫婦型		
	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	配偶者	
ケガ	補償内容				
	保険金額				
	死亡	1,558万円	1,558万円	1,075万円	
	後遺障害	800万円	800万円	600万円	
	入院	交通事故	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円
		交通事故以外のケガ	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
手術	交通事故	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円	
	交通事故以外のケガ	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円	
通院	交通事故	日額2,500円	日額2,500円	日額2,500円	
	交通事故以外のケガ	日額1,500円	日額1,500円	日額1,500円	
個人賠償責任	個人が日常の生活で、他人の身体、財物を害し、法律上の賠償責任を負担した場合(除く自動車事故、張破事故など)	最高 5,000万円 (自己負担額 なし)	最高 5,000万円 (自己負担額 なし)		
保険料	20,000円	33,000円			
事務運営費	2,000円	2,000円			
掛金(保険料+事務運営費)	22,000円	35,000円			

本年度は、約15%(注)の割引となります。

(注)団体割引30%、過去の損害率による割増35%、大口割引10%を乗算しています。

## 制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

◎ご加入のお申込みは◎  
町村議会事務局まで

## 新規・中途加入者の掛金(保険料+制度運営費)

補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円(保険料20,000円)	35,000円(保険料33,000円)	1月1日	11,000円(保険料10,010円)	17,500円(保険料16,520円)
8月1日	20,200円(保険料18,340円)	32,100円(保険料30,260円)	2月1日	9,200円(保険料8,340円)	14,600円(保険料13,750円)
9月1日	18,400円(保険料16,670円)	29,200円(保険料27,500円)	3月1日	7,400円(保険料6,660円)	11,700円(保険料11,000円)
10月1日	16,500円(保険料15,000円)	26,300円(保険料24,760円)	4月1日	5,500円(保険料5,010円)	8,800円(保険料8,260円)
11月1日	14,700円(保険料13,340円)	23,400円(保険料22,000円)	5月1日	3,700円(保険料3,340円)	5,900円(保険料5,510円)
12月1日	12,900円(保険料11,670円)	20,500円(保険料19,260円)	6月1日	1,900円(保険料1,670円)	3,000円(保険料2,750円)

## 全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

●本保険制度は、株式会社損害保険ジャパンを幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

●ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830

◎幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-3287

SJ12-13287 2013年3月8日作成